

日医発第 1017 号（保 205）
平成 27 年 1 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

ネスプ注射液 5 μ g プラシリンジ等の効能・効果等の変更に伴う
診療報酬の算定方法に関する留意事項の一部改正について

平成 26 年 12 月 18 日付け保医発 1218 第 2 号により、診療報酬の算定方法に関する留意事項通知（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」）の一部が改正され、同日から適用されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は、ダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）（製品名：ネスプ注射液 5 μ g プラシリンジ等）の適応症に「骨髄異形成症候群に伴う貧血」が追加されたことに伴い、骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定に際して「D008 内分泌学的検査」の「34 エリスロポエチン」を算定可能とするものであり、具体的な改正内容については添付資料のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム（医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」）に掲載を予定しております。

（添付資料）

ネスプ注射液 5 μ g プラシリンジ、同 10 μ g プラシリンジ、同 15 μ g プラシリンジ、同 20 μ g プラシリンジ、同 30 μ g プラシリンジ、同 40 μ g プラシリンジ、同 60 μ g プラシリンジ、同 120 μ g プラシリンジ及び同 180 μ g プラシリンジの効能・効果等の変更に伴う「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

（平 26. 12. 18 保医発 1218 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

ネस्प注射液5 μ gプラシリンジ、同10 μ gプラシリンジ、同15 μ gプラシリンジ、同20 μ gプラシリンジ、同30 μ gプラシリンジ、同40 μ gプラシリンジ、同60 μ gプラシリンジ、同120 μ gプラシリンジ及び同180 μ gプラシリンジの効能・効果等の変更に伴う「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、平成26年12月18日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を下記のとおり改正し、本日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の別添1第2章第3部第1節第1款D008(22)を次のように改める。

- (22) 「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。
- ア 赤血球増加症の鑑別診断
 - イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断
 - ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D008 内分泌学的検査 (1)～(21) 略 (22) 「34」のエリスロポエチンは、<u>以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。</u> ア <u>赤血球増加症の鑑別診断</u> イ <u>重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断</u> ウ <u>骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定</u> (23)～(26) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D008 内分泌学的検査 (1)～(21) 略 (22) 「34」のエリスロポエチンは、<u>赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。</u> (23)～(26) 略</p>